



株式会社 トランスコンテナ

2020年10月7日

お客様各位

(株) トランスコンテナ
事業本部 混載グループ

インド税関通達に関して (Sea Cargo Manifest and Transshipment Regulation: SCMT)

(訂正: 厳格運用実施日の変更に関して③)

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度インド税関はインド発着及びインド経由貨物を対象としたマニフェスト規則に関する通達を行っていましたが、運用開始日の変更の通達がございましたので、案内申し上げます。

記

対象 : インド向け貨物 FCL/LCL (SINGAPORE 経由 ICD 向けサービス含む)
適用開始: 2021年4月1日 (インド到着ベース)
更新項目: 適用開始時期に関し

尚、実施開始日は延長されましたが、以下の必須詳細については変更が御座いません。

以下情報は、インドへの最後の寄港地から 72 時間前までに正しい情報としてマニフェスト提出時必要となります。下記必須項目をご確認頂き、D/R 上へ記入頂きますようお願い申し上げます。

【記載必須項目】

1. IMPORTER'S GSTIN (GST identification number)
2. IMPORTER'S IEC (Import and export code)
3. IMPORTER'S OFFICIAL EMAIL ADDRESS (船社、税関とのやり取りに使用しているもの)
4. HS CODE IN THE CARGO SEQUENCE (品目ごとに 6 桁の HS CODE を BL 上へ記載願います)
5. PAN (Permanent Account Number) of consignee & notify party
6. **INVOICE VALUE OF CONSIGNMENT** 輸入申告に使用するインボイスの価格 (HBL 毎の合計金額を記載下さい) 注: HBL 上へのインボイス価格の記載は行いません。*

* 記載先:

* 弊社混載サービスにおきましては、当社の D/R をご利用いただき、インド用インボイス価格記載欄に通貨及びインボイス価格を記載頂きますようお願いいたします。

* ACL ご利用の場合は、記事欄 (REMARK 欄) へ記入いただけますようお願い申し上げます。

* FCL に関しましては、利用船社に準じます。

ご不明点等ございましたら、弊社営業担当までお問い合わせ下さい。

以上